一、今回ノ事件ニ付絶対ニ犠牲者ヲ出サヌコト
右十三ヶ条全配達員ノ名ニ於テ即時実行スヘキコトヲ要求ス
時事新報社支局　時井出張所主任山田殿
右　配達員一同

別記(2)

誓約書

一、前ノ賞罰制度ヲ即時撤廃ス
集金歩合ハ一割支給ス
拡業ハ毎日十五部限金ヲ補ス
月二回公休日ヲ與フ
拡張料ハ訳物壱軒ニ付銭五十銭ヲ支給ス
一、全季ハ毎月前月ニ於テ支給ス　但十一月ハ一日迄ニ支給ス
余賞ハ月十一円也
折込料ハ五割ヲ支給ス
責任拡張ハ絶対ニ強制セズ
今迄ノ保証金ハ主任不当ニ付取扱ス
雨合羽ハ同時給与ス
ヲ御ハ主任ト配達員トノ合議ニヨリ決定ス
配達員ハ會ヲ認ム
配達員解雇ノ場合ハ会配達員ノ承認ヲ求メシカル
不当解雇ハ主任ニ於テ之ヲ絶対ニセズ
一、今回ノ事件ニ付絶対ニ犠牲者ヲ出サズ
右十三ヶ條ニ関シ主任ニ於テ誓約シ後日ノ為メ呈ス
誓約書如件
昭和六年一月廿一日
時井出張所主任　山田武平
配達員一同殿

労秋第三四六節
昭和六年二月三日　警視総監　丸山鶴吉
内務大臣　安達謙蔵殿
社会局長官　吉田茂殿
大阪府東京川府県知事殿

麻雀牌製作所ノ労働争議ニ関スル件（発生）

発生	一、二、一
解決	一、三一
使用労働者	一六
争議参加者	一六
関係労働組合	一

要旨
(1) 不良分子ヲ一掃スル為メ一月十九日休業ヲ発表
(2) 受二十日全員（十六名）解雇発表
(3) 前期ノ結果解雇取消ヲ発表シタルモ尚紛糾ヲ継続ス

標記工場ニ労働争議発生シタルカ状況左記ノ通リ

記

a